	法務部登録課附属 C(セーシェル)S C
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	セーシェル
国際出願の作成に用いることができる言語	英語
願書の提出に用いることができる言語	英語
紙形式について受理官庁が要求する部数	3
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料について は受理官庁に確認されたい。
管轄国際調査機関	欧州特許庁
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁
受理官庁に支払うべき手数料	通貨:米国・ドル (USD)
送付手数料	USD¹
国際出願手数料2	USD 1, 437 $(1, 346)^3$ $(1, 435)^4$
30枚を超える1枚ごとの手数料2	USD 16 $(15)^3$ $(16)^4$
調査手数料	附属書D(EP)参照
優先権書類の手数料	なし
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がセーシェルに居住している場合 要 , 出願人がセーシェルの非居住者である場合
誰が代理人として行為できるか?	セーシェルで登録されている代理人又は弁護士

¹ この手数料はまだ定められていない。近い将来定められる。最新の手数料の額については、受理官庁又は代理人に確認されたい。

² この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される(附属書C(IB)参照)。

³ 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。

⁴ 括弧内の額は2023年3月1日から適用される。